

関係機関各位

足利市長 和泉 聡
(公印省略)

足利市こども医療費助成制度の改正に伴う対応について（お願い）

日頃、足利市のこども医療費助成制度に対し多大なるご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、足利市では平成31年4月から現物給付対象年齢を中学生まで拡大する方針を決定し、3月議会での議決に向けて手続きを進めております。主な改正点につきましては、下記のとおりとなりますので、ご協力をお願いいたします。つきましては、周知用ポスターを平成31年4月1日に待合室等へ掲示していただきたく特段のご配慮をお願いいたします。

記

<主な改正点>

- 1 平成31年4月診療分から、足利市こども医療費助成制度の現物給付対象年齢が、中学生まで拡大されることとなります。
- 2 施行日 平成31年4月1日（4月診療分から）
- 3 レセプト公費番号について
 - (1) 小学生から中学生までは（栃木県内医療機関）80091028です。白色のこども医療費受給資格証になり平成31年3月末日に小学生以上の対象者全員に送付予定です。
 - (2) なお、未就学児までは（栃木県内医療機関）60090024です。こども医療費受給資格証については、ベージュ色で変更はありません。

※ その他の公費負担制度（養育医療、育成医療、精神通院等）が適用される場合はそちらが優先となります。残りの一部負担金がこども医療費助成の対象となりますのでご対応をお願いいたします。

※ 学校等（小・中学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園等）のケガや疾病等の診療につきましては、日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に加入している場合はそちらが優先となります。こども医療費受給資格証を提示されても本人から医療費をいただいでください。

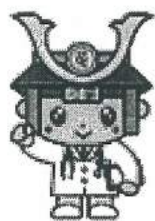
※ 第三者行為を起因とした医療費は、こども医療費受給資格証を提示されても本人から医療費をいただいでください。

栃木県内での診療は現物給付方式となりますが、県外での診療はこれまでどおり償還払い方式です。

足利市役所児童家庭課
医療助成担当 TEL20-2149

◆こども医療費◆

平成31年4月受診分から、
こども医療費助成現物給付対象年齢を
中学生まで拡大しました！



- ◆ 平成31年4月1日受診分から対象となります。
- ◆ これまでの未就学児のお子さんに加え、小学生から中学生までのお子さんも県内医療機関等の窓口では、保険診療分の医療費の負担がない現物給付方式となります。
- ◆ 小学生から中学生までのこども医療費受給資格証が新しく「白色」に変わりましたので県内で受診するときは保険証と一緒に必ず提示してください。
- ◆ 県外で受診する場合は、これまでどおり医療機関等で医療費を支払い、申請により医療費が戻ってくる償還払い方式です。(自己負担500円はありません。)

※ こども医療費助成は皆さまの大切な税金を使わせていただきます。休日夜間の受診はできるだけ避けられるよう、日頃から体調をよく観察し、できるだけ平日昼間の診療時間内に受診くださいますようお願いいたします。

※お問い合わせ：足利市 児童家庭課医療助成担当 (TEL20-2149)